事業譲渡契約書

　株式会社あいうえお（以下「甲」という。）と株式会社かきくけこ（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部を乙に譲渡することとし、次のとおり契約を締結する。

（譲渡する事業の特定）

第１条 甲は、その経営する事業のうち〇〇〇〇その他の〇〇〇〇に関する事業を、平成〇年〇月〇日（以下「譲渡期日」という）をもって乙に対し譲渡し、乙はこれを譲り受ける。なお、譲渡期日は、当事者の合意により変更することができる。

（譲渡物件）

第２条 甲は、第１条にもとづき、譲渡期日において、甲の〇〇部門に属する資産および負債にかかる別紙「資産負債明細表」記載の物件ならびにこれらにかかる事業上の権利義務の一切(これらすべてを包含して「譲渡物件」という）を、乙に移転する。

（引渡）

第３条 譲渡物件の引渡は、第１条の譲渡期日に行う。

（譲渡価格）

第４条 第１条の譲渡価格は、譲渡期日における当該物件の帳簿価額により算定し、譲渡資産の総額から負債を控除した残額とする。ただし、この金額が金〇〇〇〇円を超えるときは、譲渡価格は金〇〇〇〇円とする。

（支払方法）

第５条 乙は、第１条の譲渡期日において、前条の代金の全額を、甲の指定する銀行預金口座に送金して支払う。

（個別財産の移転）

第６条 譲渡物件のうち、譲渡の対抗要件ないし効力要件として通知・登記・登録等の手続を要するものについては、譲渡期日後遅滞なく、甲乙協力して実行する。

２．前項の手続に要する費用は、全額乙の負担とする。

（善管義務）

第７条 甲は、本契約締結後譲渡期日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理・運営にあたるものとし、乙の事前の承諾なくして、譲渡財産に重大な変更を生じる行為を行なうことはできない。

（事情変更・解除）

第８条 本契約締結後、譲渡期日までの間に譲渡財産に重大な変更が生じた場合には、甲乙協議の上で譲渡条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（従業員の継承）

第９条 本件事業に従事している甲の従業員は、原則として乙に承継されるものとし、詳細は甲乙別途協議の上決定する。

（事業譲渡承認総会）

第１０条 甲および乙は、それぞれ平成〇年〇月〇日までに株主総会を開催し、本契約承認の決議を求める。ただし、必要に応じ甲乙協議の上、これを変更することができる。

（別途協議事項）

第１１条 本契約に定めるものの他、事業譲渡に関し必要な事項は、本契約の本旨にもとづき、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

　この契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上各１通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 ××県××市××町××

株式会社あいうえお

代表　〇〇〇〇　　　　　　印

乙 住所 ××県××市××町××

株式会社かきくけこ

代表　〇〇〇〇　　　　　　印